

貯金規定の一部改正について

あぶらんど萩農業協同組合では、平成 30 年 1 月 1 日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に伴い、平成 29 年 1 2 月 29 日より貯金規定を一部改正することといたします。改正内容については、「貯金規定新旧対照表」をご確認下さい。

【対象となる貯金規定】

1. 当座勘定規定
2. 普通貯金規定
3. 総合口座取引規定
4. 営農貯金規定
5. こども貯金規定
6. 普通貯金無利息型（決済用）規定
7. 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
8. 貯蓄貯金規定
9. 納税準備貯金規定
10. 出資予約貯金規定
11. スーパー定期貯金規定（単利型）
12. スーパー定期貯金規定（複利型）
13. 自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）
14. 自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）
15. 大口定期貯金規定
16. 自動継続大口定期貯金規定
17. 期日指定定期貯金規定
18. 自動継続期日指定定期貯金規定
19. 変動金利定期貯金規定（単利型）
20. 変動金利定期貯金規定（複利型）
21. 自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）
22. 自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）
23. 定期積金規定
24. 積立式定期貯金規定
25. 通知貯金規定
26. 「結いの恵み」貯金規定（スーパー定期貯金＜単利型＞）
27. 「結いの恵み」貯金規定（大口定期貯金）

【改正内容】

以下の内容を規定に追記しました。

- 休眠預金等活用法に係る異動事由
- 休眠預金等活用法に係る最終異動日等
- 休眠預金等代替金に関する取扱い

改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

貯金規定新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>1. ～28. (省略)</p> <p>29. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p>③ <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>⑤ <u>貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>取引店舗の変更</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>相続等による口座名義人の変更</u></p> <p>30. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第29条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>③ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日</u></p> <p>31. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p>	<p>1. ～28. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p> <p>32. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>29. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">普通貯金規定</p> <p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>13. ～14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p>③ <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>⑤ <u>貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</u></p> <p>A <u>キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</u></p> <p>B <u>取引店舗の変更</u></p> <p>C <u>相続等による口座名義人の変更</u></p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第15条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p>	<p style="text-align: center;">普通貯金規定</p> <p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>13. ～14. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: right;">当該手続が終了した日</p> <p>③ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p>	<p>15. (規定の変更等)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 10 月 8 日現在)</p>
<p>18. (規定の変更等)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成 29 年 12 月 29 日現在)</p>	<p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 10 月 8 日現在)</p>

(改正後) 総合口座取引規定	(改正前) 総合口座取引規定
<p>1. ～7. (省略)</p> <p>8. (貸越金利息等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年〇〇% (年 365 日の日割計算) とします。ただし、極度額を<u>超える</u>金額に対する損害金の割合は、前項第1号の利率とします。</p> <p>9. ～11. (省略)</p> <p>12. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日 (ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額 (以下、「補てん対象額」といいます。) を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失 (重過失を除く。) があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>13. (省略)</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>15. ～18. (省略)</p> <p><u>19. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</u></p> <p>(1) <u>この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</u></p> <p>(2) <u>この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合 (当組合の当該各取引の規定により取扱います)、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</u></p> <p>20. (規定の変更等)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>1. ～7. (省略)</p> <p>8. (貸越金利息等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年〇〇% (年 365 日の日割計算) とします。ただし、極度額を<u>こえる</u>金額に対する損害金の割合は、前項第1号の利率とします。</p> <p>9. ～11. (省略)</p> <p>12. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日 (ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額 (以下、「補てん対象額」といいます。) を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失 (重過失を除く <u>(追加)</u>) があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>13. (省略)</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>15. ～18. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>19. (規定の変更等)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成28年10月8日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">営農貯金規定</p> <p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>13. ～14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p>③ <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p>A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p>B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>⑤ <u>貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</u></p> <p>A <u>キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</u></p> <p>B <u>取引店舗の変更</u></p> <p>C <u>相続等による口座名義人の変更</u></p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第15条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）</u></p>	<p style="text-align: center;">営農貯金規定</p> <p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>13. ～14. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日</p> <p>③ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p>18. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p style="text-align: center;">(改正前)</p> <p>15. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年10月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">こども貯金規定</p> <p>1. ～7. (省略)</p> <p>8. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>9. ～10. (省略)</p> <p>11. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p>③ <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p>A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p>B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>⑤ <u>貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</u></p> <p>A <u>取引店舗の変更</u></p> <p>B <u>相続等による口座名義人の変更</u></p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第11条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p>	<p style="text-align: center;">こども貯金規定</p> <p>1. ～7. (省略)</p> <p>8. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>9. ～10. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: right;">当該手続が終了した日</p> <p>③ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りま</u> <u>す。）</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>13. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p>14. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>11. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
普通貯金無利息型(決済用)規定	普通貯金無利息型(決済用)規定
<p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>13. ～14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</u></p> <p>② <u>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)</u></p> <p>③ <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)</u></p> <p>A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p>B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>⑤ <u>貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</u></p> <p>A <u>キャッシュカードの発行(再発行含む)および返却、暗証番号の変更</u></p> <p>B <u>取引店舗の変更</u></p> <p>C <u>相続等による口座名義人の変更</u></p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第15条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)</u></p>	<p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>13. ～14. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日</p> <p>③ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りま</u> <u>す。）</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p>18. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>15. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成28年10月8日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
<p>1. ～13. (省略)</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>15. ～18. (省略)</p> <p><u>19. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</u></p> <p>(1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>20. (規定の変更等)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>1. ～13. (省略)</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>15. ～18. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>19. (規定の変更等)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成28年10月8日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">貯蓄貯金規定</p> <p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>14. ～15. (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p>③ <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p>A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p>B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>⑤ <u>貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</u></p> <p>A <u>キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</u></p> <p>B <u>取引店舗の変更</u></p> <p>C <u>相続等による口座名義人の変更</u></p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第16条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）</u></p>	<p style="text-align: center;">貯蓄貯金規定</p> <p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>14. ～15. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日</p> <p>③ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りま</u> <u>す。）</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p>19. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p style="text-align: right;">(改正前)</p> <p>16. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成28年10月8日現在)</p>

(改正後) 納税準備貯金規定	(改正前) 納税準備貯金規定
<p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>14. ～15. (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p>③ <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>⑤ <u>貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</u></p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第16条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p>	<p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>14. ～15. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: right;">当該手続が終了した日</p> <p>③ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日</p> <p>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p>19. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>16. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月1日現在)</p>

(改正後) 出資予約貯金規定	(改正前) 出資予約貯金規定
<p>1. ～10. (省略)</p> <p>11. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>12. ～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p>③ <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>⑤ <u>貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</u></p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第14条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>② <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p>	<p>1. ～10. (省略)</p> <p>11. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、<u>正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>12. ～13. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: right;">当該手続が終了した日</p> <p>③ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>16. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p>	<p>14. (規定の変更等)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月1日現在)</p>
<p>17. (規定の変更等)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>14. (規定の変更等)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u> B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第13条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>第13条に掲げる異動事由</u> B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1. ～12. (省略)</p> <p>(追加)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p> <p>16. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>13. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u> B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第12条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>第12条に掲げる異動事由</u> B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1. ～11. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p> <p>15. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>12. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型)	自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型)
<p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、<u>貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>① <u>貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>②～③ (省略)</p> <p>5. ～9. (省略)</p> <p>10. (中間利息定期貯金)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>中間利息定期貯金のみを解約するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>11. ～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと (当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り、)</u></p> <p>A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p>B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</u></p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第13条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日ま</u></p>	<p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、<u>当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>① <u>(追加) 貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>②～③ (省略)</p> <p>5. ～9. (省略)</p> <p>10. (中間利息定期貯金)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>中間利息定期貯金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>11. ～12. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>で)に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日)</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、)</p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p>	<p>13. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>
<p>16. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>13. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
自動継続スーパー定期貯金規定 (複利型)	自動継続スーパー定期貯金規定 (複利型)
<p>1. ～11. (省略)</p> <p><u>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</u></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと (当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</p> <p>② 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り。)</p> <p style="margin-left: 20px;">A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p><u>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで) に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限り。)</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 (自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日)</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p style="margin-left: 20px;">A 第12条に掲げる異動事由</p> <p style="margin-left: 20px;">B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで) に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限り。)</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日</p>	<p>1. ～11. (省略)</p> <p>(追加)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p> <p>15. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>12. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">大口定期貯金規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続) (1)～(3) (省略) (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、<u>貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u> ① <u>貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> ②～③ (省略)</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u> ① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u> ② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</u> A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u> B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u> ③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u> ① <u>第12条に掲げる異動が最後にあった日</u> ② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u> ③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</u> ④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u> (2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u> ① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日</u> ② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u> A <u>第12条に掲げる異動事由</u> B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</u></p>	<p style="text-align: center;">大口定期貯金規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続) (1)～(3) (省略) (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、<u>当組合がこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u> ① <u>(追加) 貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> ②～③ (省略)</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u> 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u> 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p>15. (規定の変更等) (省略) (平成29年12月29日現在)</p>	<p>12. (規定の変更等) (省略) (平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">自動継続大口定期貯金規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、<u>貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>① <u>貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>②～③ (省略)</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p>A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p>B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</u></p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第12条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p>A <u>第12条に掲げる異動事由</u></p> <p>B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか</u></p>	<p style="text-align: center;">自動継続大口定期貯金規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、<u>当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>① <u>(追加) 貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>②～③ (省略)</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りませう。</p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u> 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと</u> 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りませう。)</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p>15. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p style="text-align: center;">(改正前)</p> <p>12. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
期日指定定期貯金規定	期日指定定期貯金規定
<p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、<u>貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>① <u>貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>②～③ (省略)</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</u></p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第12条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p>A <u>第12条に掲げる異動事由</u></p> <p>B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</u></p>	<p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、<u>当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u></p> <p>① <u>(追加) 貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>②～③ (省略)</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u> 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u> 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p>15. (規定の変更等) (省略) (平成29年12月29日現在)</p>	<p>12. (規定の変更等) (省略) (平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
自動継続期日指定定期貯金規定	自動継続期日指定定期貯金規定
<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (貯金の解約、書替継続) (1)～(3) (省略) (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、<u>貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u> ① <u>貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> ②～③ (省略)</p> <p>6. ～7. (省略)</p> <p>8. (印鑑照合) 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、<u>(削除) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</u></p> <p>9. (盗難通帳・証書による払戻し等) (1) <u>(削除) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し (以下、本条において「当該払戻し」といいます。) については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</u> ①～③ (省略) (2)～(7) (省略)</p> <p>10. ～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</u> ① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと (当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</u> ② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限ります。)</u> A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u> B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u> ③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u> ④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</u></p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p>	<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (貯金の解約、書替継続) (1)～(3) (省略) (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、<u>当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</u> ① <u>(追加) 貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> ②～③ (省略)</p> <p>6. ～7. (省略)</p> <p>8. (印鑑照合) 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、<u>貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</u></p> <p>9. (盗難通帳・証書による払戻し等) (1) <u>貯金者が個人の場合であって盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し (以下、本条において「当該払戻し」といいます。) については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</u> ①～③ (省略) (2)～(7) (省略)</p> <p>10. ～12. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)

(改正前)

- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日)
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
- A 第13条に掲げる異動事由
- B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと
- 当該支払停止が解除された日
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと
- 当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)
- 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
- ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

(改正後)	(改正前)
<p>16. (規定の変更等) (省略)</p> <p>(平成29年12月29日現在)</p>	<p>13. (規定の変更等) (省略)</p> <p>(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定（単利型）</p> <p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第13条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>第13条に掲げる異動事由</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p>	<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定（単利型）</p> <p>1. ～12. (省略)</p> <p>(追加)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p> <p>16. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>13. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
変動金利定期貯金規定（複利型）	変動金利定期貯金規定（複利型）
<p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) <u>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第13条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>第13条に掲げる異動事由</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p>	<p>1. ～12. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p> <p>16. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>13. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
自動継続変動金利定期貯金規定 (単利型)	自動継続変動金利定期貯金規定 (単利型)
<p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと (当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り、)</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</u></p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第13条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで) に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限り、</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日 (自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日)</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>第13条に掲げる異動事由</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで) に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限り、</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、)</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日</u></p>	<p>1. ～12. (省略)</p> <p>(追加)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p> <p>16. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>13. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）	自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）
<p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</u></p>	<p>1. ～12. (省略)</p> <p>(追加)</p>
<p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第13条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日）</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>第13条に掲げる異動事由</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p>	

(改正後)	(改正前)
<p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p> <p>16. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>13. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1. ～18. (省略)</p> <p>19. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>積金契約者等から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p style="margin-left: 2em;">A <u>公告の対象となる積金であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 2em;">B <u>積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>④ <u>積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</u></p> <p style="margin-left: 2em;">A <u>取引店舗の変更</u></p> <p style="margin-left: 2em;">B <u>相続等による口座名義人の変更</u></p> <p>20. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとし、</u></p> <p>① <u>第19条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p> <p>② <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>③ <u>この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>④ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p>21. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権は消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、積金契約者等は、当組合を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請</u></p>	<p>1. ～18. (省略)</p> <p>(追加)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、積金契約者は、当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) <u>積金契約者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この積金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、積金契約者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの積金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、積金契約者等が当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>(5) <u>本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p>22. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>19. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後) 積立式定期貯金規定	(改正前) 積立式定期貯金規定
<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、次のとおり計算します。</p> <p>① 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）における次の預入期間に応じた期日指定定期貯金利率によって1年複利の方法で計算します。</p> <p style="margin-left: 2em;">A 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率 B 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といい（削除）ます。）</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>6. ～13. (省略)</p> <p><u>14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</u> 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</u></p> <p style="margin-left: 2em;">A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと</u></p> <p style="margin-left: 2em;">A 自動継続貯金の継続中止登録 B 貯金種類（エンドレス型・満期型・年金型）の変更 C 積立期間および据置期間の変更</p> <p><u>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u> (1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第14条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</u></p>	<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) この貯金の利息は、次のとおり計算します。</p> <p>① 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）における次の預入期間に応じた期日指定定期貯金利率によって1年複利の方法で計算します。</p> <p style="margin-left: 2em;">A 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率 B 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といい<u>と</u>いいます。）</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>6. ～13. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。 ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>16. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p> <p>17. (規定の変更等) (省略) (平成29年12月29日現在)</p>	<p>14. (規定の変更等) (省略) (平成28年10月8日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">通知貯金規定</p> <p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由) <u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第12条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A <u>第12条に掲げる異動事由</u></p> <p style="margin-left: 20px;">B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該支払停止が解除された日</u></p> <p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）</u></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p>	<p>1. ～11. (省略)</p> <p>(追加)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p> <p>15. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>12. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成25年1月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">国産農畜産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金 「結いの恵み」貯金規定（スーパー定期貯金＜単利型＞）</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</u></p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第12条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p>A <u>第12条に掲げる異動事由</u></p> <p>B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u></p>	<p style="text-align: center;">国産農畜産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金 「結いの恵み」貯金規定（スーパー定期貯金（追加））</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p>(追加)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）</p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p> <p>15. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p style="text-align: right;">(改正前)</p> <p>12. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">国内農産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金 「結いの恵み」貯金規定（大口定期貯金）</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</u></p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</u></p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第12条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p>③ <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>④ <u>この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</u></p> <p>② <u>初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B <u>当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p>③ <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止され</u></p>	<p style="text-align: center;">国内農産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金 「結いの恵み」貯金規定（大口定期貯金）</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p>(追加)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>たこと</p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りません。）</p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p>	
<p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</p>	
<p>15. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月29日現在)</p>	<p>12. (規定の変更等) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月1日現在)</p>